

# 第5章 推進方策

都市づくりの実現化に向けて、整備プログラム等の検討を行うとともに、実現方策として、住民参加型のまちづくりや計画の進行状況の管理等について整理します。

## 5-1 整備プログラムの検討

本町は、環境と共生したコンパクトな市街地形成のもと、人々が安全・安心で文化的な暮らしができるまちづくりをめざすため、将来都市像を『人と自然を大切にする緑住文化都市』としています。

そして、この将来都市像の実現を図るため、①まちにふさわしい都市構造の確立、②快適に暮らせる居住環境の形成、③都市の発展を支える産業機能の育成、④水と緑を活かした良好な都市環境の形成、⑤町民すべてに安全・安心なまちづくりの5つを都市づくりの目標としました。

ここでは、土地利用、都市施設、市街地整備・開発、都市環境形成、都市景観形成及び都市防災の各方針ごとに推進すべき施策について、5つの都市づくりの目標ごとに整理し、各施策メニューの整備主体や整備時期について、以下の基準をもとに検討を行いました。

### 【整備主体の基準】

	国・県	町	民間・住民
a. 建設事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>国事業</li> <li>県事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>組合事業</li> <li>民間事業者による事業</li> <li>個人の建替え等</li> </ul>
b. 土地利用等の規制誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画（県決定）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画（町決定）</li> <li>町条例、要綱等</li> <li>町によるマーケティング等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>任意の協定等</li> </ul>
c. 維持管理、運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>国による管理</li> <li>県による管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町による管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域（個人）による管理、運営</li> </ul>

### 【整備時期の基準】

	短期のみ	短期及び中長期	中長期のみ
a. 建設事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>H27年度までに事業完了予定のもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>H27年度までに事業化し、H28年度以降事業完了予定のもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>H28年度以降に事業化を目指すもの</li> </ul>
b. 土地利用等の規制誘導	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>H27年度までに導入し、継続的な実施を目指すもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>H28年度以降に導入し、継続的な実施を目指すもの</li> </ul>
c. 維持管理、運営	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>H27年度までに導入し、継続的な実施を目指すもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>H28年度以降に導入し、継続的な実施を目指すもの</li> </ul>

注：短期については総合計画の目標年次にあわせて平成27年に設定しました。

■整備プログラム

まちづくり の目標	都市づくりの方針を踏まえた実現施策メニュー 〔・目標に対して重複する施策メニューは再掲せず ・【住民：・・・】は、住民参加メニューの例〕	整備主体			整備時期		
		国・県	町	民間・ 住民	短期	中長期	
(1)まちづくりを つなぐ都市構造の 確立	①都市拠点 の形成	○幸田駅周辺					
		・幸田駅前土地区画整理事業の推進		●		●	
		・幸田駅の橋上駅化と交通結節機能の強化		●	●		●
		・駅周辺の商業機能集積、中高層住宅立地、高齢者対応住宅立地の誘導		●	●	●	●
		・アメニティや賑わいの感じられる街路や沿道景観の形成（地区計画等の導入）【住民：地区計画の提案、敷地内沿道緑化等】			●	●	●
		・（都）芦谷蒲郡線及び（都）芦谷高力線の整備と合わせた沿道の建替え誘導	●		●		●
		○相見駅周辺					
		・相見特定土地区画整理事業の推進		●	●	●	
		・相見駅の設置と交通結節機能の強化（パーク＆ライド駐車場整備等）		●	●	●	
		・駅周辺の商業機能集積、中高層住宅立地、高齢者対応住宅立地の誘導		●	●	●	●
	・ゆとりがあり、デザイン性に優れた街並み景観の形成（地区計画等の導入）【住民：地区計画の提案、敷地内沿道緑化等】			●	●	●	
	○三ヶ根駅周辺						
	・駅周辺の商業機能集積、中高層住宅立地、高齢者対応住宅立地の誘導		●	●	●	●	
	・駅舎のバリアフリー対応		●	●		●	
	・本光寺等の観光資源の玄関口としての景観形成・サイン計画【住民：敷地内沿道部等における紫陽花による緑化等】		●	●	●		
	・駅と観光資源を連絡する観光ルートの設定と整備の推進		●		●	●	
	○ハッピーネス・ヒル・幸田周辺						
	・町の文化・スポーツ拠点としての機能の維持・向上		●		●	●	
	・町のランドマークとしての景観の維持・向上		●		●	●	
	②インター チェンジ拠 点の形成	○名豊道路IC（幸田芦谷IC、幸田桐山IC、幸田須美IC）周辺					
	・周辺環境との調和に配慮した産業機能立地（工業地、流通業務地）誘導		●	●	●	●	
	③交通軸の 形成	○広域交通軸					
		・（都）名豊道路の4車線化促進	●			●	●
		・名浜道路の整備促進	●				●
		○幹線交通軸					
		・都市幹線道路のうち、（都）芦谷蒲郡線、（都）生平幸田線、（都）野場福岡線の未整備区間の整備	●			●	●
・その他の都市幹線道路である都市計画道路の未整備区間の整備促進		●	●			●	
・地区幹線道路である都市計画道路の未整備区間の整備促進		●	●		●	●	
・都市計画道路以外の国県道、主要町道の未整備区間の整備促進		●	●		●	●	
○新規に計画する道路							
・JR西側で幸田駅と相見駅を連絡する路線計画の具体化			●			●	
・坂崎地区と長嶺地区を連絡する路線計画の具体化		●			●		
・（都）野場福岡線（岡崎市）と相見駅西口を連絡する路線計画の具体化		●		●			
・（都）安城蒲郡線と幸田駅西口を連絡する路線計画の具体化		●			●		
④骨格とな る緑地の形 成	○骨格となる河川、緑地、農地						
	・広田川などの河川を活用した緑のネットワーク化（河川環境整備等）	●	●		●	●	
	・三河湾国定公園をはじめとした森林の保全・整備【住民：住民参加による里山の管理・活用等】		●	●	●	●	
	・農振農用地区域などの優良農地の保全・整備		●	●	●	●	

まちづくりの目標	都市づくりの方針を踏まえた実現施策メニュー 〔・目標に対して重複する施策メニューは再掲せず ・【住民：・・・】は、住民参加メニューの例〕	整備主体			整備時期		
		国・県	町	民間・住民	短期	中長期	
⑤一体的市街地構造の形成	○岩堀地区、六栗地区、深溝里地区 ・土地区画整理事業と合わせた計画的な市街地形成の推進		●	●	●	●	
	○その他の一体的市街地誘導地区 ・土地区画整理事業等による計画的な市街地形成の検討（地元合意形成等）		●	●		●	
	○緑農・都市共生地区 ・地元意向による計画的で良好な住宅地開発の検討（市街化調整区域地区計画の適用）		●	●	●	●	
(2) 快適に暮らせる居住環境の形成	①市街地の居住環境の改善	○住宅地 ・中低層住宅（都市拠点除く）による良好な居住環境の形成（地区計画等の導入）【住民：地区計画の提案、敷地内沿道緑化等】 ・安全・安心なまちづくりと地域コミュニティの保全・向上【地域住民による防犯対策等】		●	●	●	●
		○住工共存地 ・準工業地域をはじめ、住宅地に混在する工場などの環境対策の推進 ・工業地域で住宅の多い幸田駅西地区における土地利用規制の検討（特別用途地区等）		●		●	●
	②集落地の生活環境の改善	○集落地 ・一定の都市基盤整備や土地利用誘導による居住環境の改善（地区計画等の導入）【住民：地区計画の提案、敷地内沿道緑化等】 ・安全・安心なまちづくりと地域コミュニティの保全・向上【地域住民による防犯対策等】		●	●	●	●
		○公共交通 ・鉄道駅等のユニバーサルデザイン化 ・路線バス、福祉巡回バスの利便性の向上		●	●	●	●
③交通体系の整備と交通機能の充実	○歩行者・自転車ネットワーク ・歩道、自転車道の整備の推進	●	●			●	
	④公園・緑地の整備や市街地の緑化推進	○公園緑地、緑道 ・街区公園、近隣公園の計画的配置と整備の推進【住民：住民参加による公園づくり（ワークショップ等）】 ・総合公園の適地選定検討（道の駅「筆柿の里・幸田」との連携、菱池遊水地との連携等）と整備の推進 ・緑道の計画的配置と整備の推進（河川沿い等）		●	●	●	●
○市街地等緑化 ・住宅地の緑化推進（シンボルツリー、生垣等）【住民：各戸・地域による敷地内緑化の取り組み】 ・商業地、工業地の緑化推進（外周緑化、緑地率の向上等）【住民：緑化活動への参加】 ・街路樹や花いっぱい運動の推進【住民：緑化活動への参加】			●	●	●	●	
・公共施設の緑化推進（壁面緑化、屋上緑化等）		●	●		●	●	
○農業 ・大都市近郊農業による地産地消の推進 ・体験農園やファーマーズマーケットなど農と食によるコミュニティ再生				●	●	●	●
(3) 都市の発展を支える産業機能の育成	○工業 ・既存の工業団地（5地区）の操業環境の向上（交通アクセスの向上等） ・インターチェンジ周辺、既存の工業団地周辺などにおける工場立地の促進		●	●	●	●	
	○商業 ・駅周辺や幹線道路の沿道における商業機能集積の促進		●	●	●	●	

まちづくり の目標	都市づくりの方針を踏まえた実現施策メニュー 〔・目標に対して重複する施策メニューは再掲せず〕 〔・【住民：・・・】は、住民参加メニューの例〕	整備主体			整備時期	
		国・県	町	民間・ 住民	短期	中長期
(4) 良好な都市環境の形成 水と緑を活かした	○水環境 ・多自然川づくりの推進（ホタルが舞う等） 【住民：住民参加による多自然川づくり（環境学習等）】	●	●	●	●	●
	・大井池などのため池の環境整備 【住民：住民参加による水辺の環境整備（水辺の計画検討等）】		●	●	●	●
	・上下水道の維持管理、市街地拡大に合わせた整備の推進		●		●	●
	○環境負荷の低減 ・新エネルギーやリサイクルシステムを導入した施設整備や住宅建設の普及促進【住民：環境配慮型住宅の建設】		●	●	●	●
	・街路の透水性・保水性舗装の推進	●	●		●	●
(5) 安全・安心なまちづくり 町民すべてに	○固有の歴史・文化 ・社寺等の歴史的・文化的資産の継承（社寺林の保全等） 【住民：社寺林保全への住民活動】		●	●	●	●
	○水害、土砂災害 ・広田川をはじめとした河川改修の推進と菱池遊水地の整備	●	●		●	●
	・総合的な流域対策の推進（雨水貯留施設の設置等） 【住民：各戸における雨水貯留施設の設置】		●	●	●	●
	・土砂災害危険箇所の森林の保全・整備 【住民：住民参加による里山の管理・活用等】		●	●	●	●
	○地震等 ・主要な避難路の沿道街区の不燃化促進（準防火地域指定等）		●			●
	・多数の人が利用する公共公益施設や住宅の耐震化の促進 【住民：住宅の耐震化】		●	●	●	●
	・高架道路、橋梁、ライフラインの耐震化の促進	●	●			●
	・橋梁の長寿命化計画の策定と予防的な修繕・架け替え		●		●	●
	○交通安全、防犯 ・交通事故危険箇所のカーブミラー、街路灯設置		●		●	●
	・通学路等の防犯灯設置 【住民：まち歩きによる防犯灯設置箇所の検討】		●	●	●	●
	・防犯組織の整備・充実 【住民：地域住民による防犯パトロールの充実】		●	●	●	●
	・駅前交番の誘致（相見駅、三ヶ根駅）	●			●	●
	・路肩グリーンベルト路面表示（通学路）		●		●	●
	○福祉施設等 ・総合福祉センターの検討		●			●

## 5-2 推進方策の整理

### (1) 住民参加型のまちづくりの推進

本町は、都市拠点の整備と合わせ、人口増加や産業機能の拡充に向けて新たな住宅地や工業用地の確保などを進める必要があります。また、各地域においては生活道路の整備・改善や身近な公園の整備など、様々な取り組みが必要となっています。

今後、本都市計画マスタープランに基づき「まちづくり」を実践していくためには、地域や産業の発展のため、企業や住民がまちづくりに積極的な関わりを持つことが期待されます。

#### ① 住民とのマスタープランの共有

今後、機会をとらえて広く住民や企業の意見を求める場を設けながら、息の長い活動を展開します。

- パンフレットの配布による周知
- インターネットによる情報交換
- 地域懇談会における意見交換 等

#### ② 住民によるまちづくり活動への支援

住民や企業によるまちづくり活動に対し、支援策を講じるとともに、具体的な事業展開が円滑に進むよう行政の協力体制を確立し、住民と行政が足並みを揃えたわかりやすいまちづくりを目指します。

- まちづくり情報の提供（役場や図書館などのまちづくり情報コーナーの充実）
- まちづくりの啓発とアドバイス（専門家の派遣制度の検討、講習会の開催、広報活動の展開） 等

#### ③ 住民参加型まちづくり事業の推進

地区別の構想・計画等について、多様化する住民や企業ニーズに応えながら、住民参加型のまちづくり事業を積極的に進め、さらに住民主導のまちづくりの確立を目指します。

- 住民や企業との協働による事業実施
- 都市計画の提案にもとづく事業実施 等

## (2) まちづくり推進体制の充実

## ① 庁内推進体制の充実

都市計画マスタープランは、都市計画、土木、環境、福祉等の各まちづくり分野との総合的・一体的なまちづくりを進めるための指針となるものです。このため、都市計画マスタープランと部門別計画、部門別事業間の調整を行い、整合を図りながらまちづくりを進めます。

## ② 関係機関や隣接市町との調整・協力体制づくり

国・県道の整備などについては、国、県をはじめとする関係機関と連携・協力しながら、役割分担や計画内容などについて具体的な協議を進めていきます。

また、公共交通の充実や自然環境の保全など、広域的に取り組むことが必要かつ効果的な施策については、隣接市町と行政界を越えた密接な連携を図り、一体的なまちづくりを進めます。

## ③ まちづくり団体等との連携

地域に根ざしたきめ細かなまちづくりや計画の実現を推進するため、NPOなどの住民団体、まちづくり活動支援団体、ボランティア団体など、地域のまちづくり団体等と連携して施策の推進に努める必要があります。

本町では、平成9年に「幸田町地域開発促進団体補助金交付要綱」を制定し、地域開発の促進を図ることを目的として組織した団体の健全な運営と発展を図るため、補助金を交付するものとしています。

現在、補助金の交付対象となっている団体として「坂崎学区地域土地利用研究会」があり、本マスタープランの地域別構想策定にあたっては、地域のよりよいまちづくりを推進する観点から、ご助言をいただきました。

今後は、本制度を幅広くPRするとともに、まちづくり団体を各地域に発足させ、地域の、しいては町のよりよいまちづくりを進めていきます。

## ■坂崎学区地域土地利用研究会規約（抜粋）

## ○目的

- ・この会は、坂崎学区（坂崎区、長嶺区、久保田区）の将来に向けて、魅力ある住みよいまちづくりを推進するため、町との連携のもとに、土地利用の観点を主軸として調査研究、計画立案し、その実現を図ることを目的とする。

## ○事業

- (1) 学区住民の意向の把握、啓発活動及び合意形成
- (2) まちづくりに関する調査研究、計画立案
- (3) 町及びその他機関による開発計画の検討、整合及び連絡調整
- (4) その他、この会の目的達成に必要な事業

④ 進行管理と評価の体制づくり

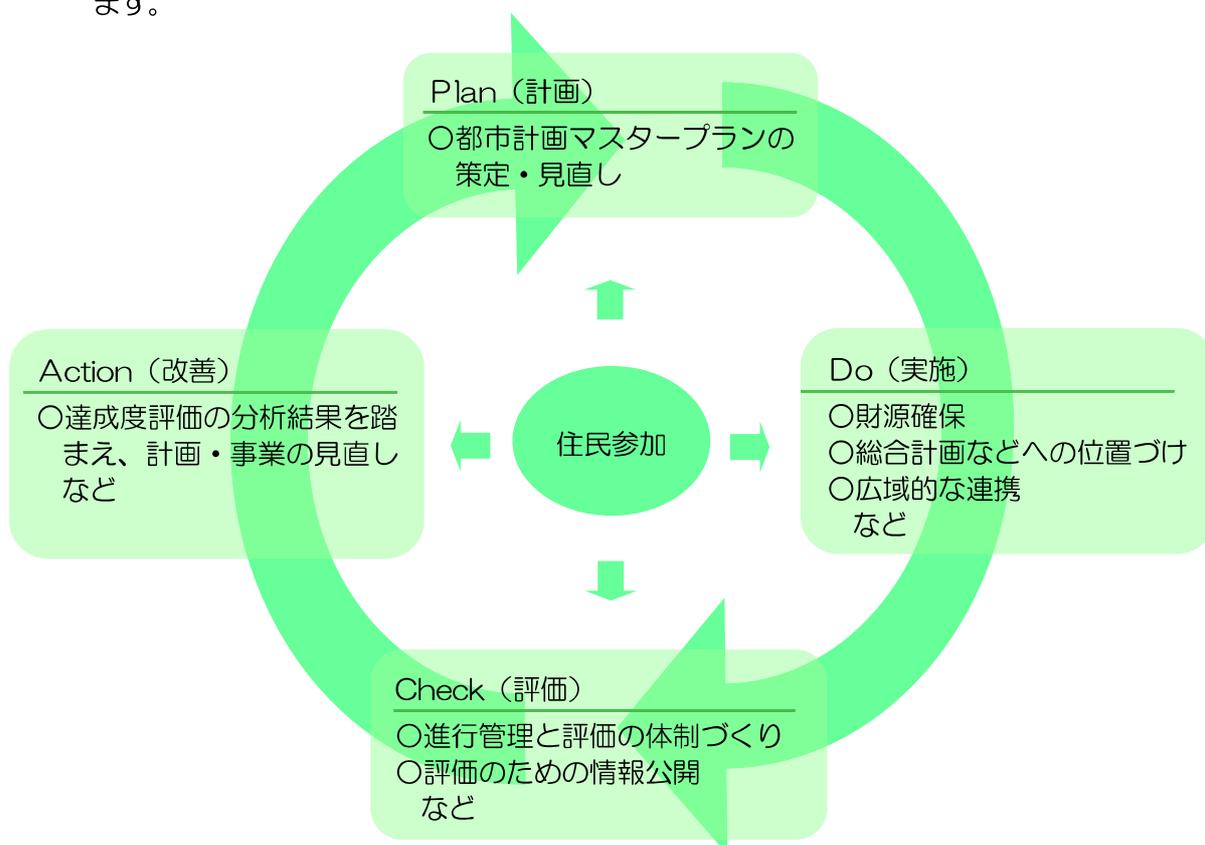
計画の進行管理では、環境マネジメントシステムの考えを取り入れ、PDCA サイクルを基本とすることで施策や事業の実施が確実に行われるようにします。

P : Plan (計画)	都市計画マスタープランの策定・見直し
D : Do (実施)	財源の確保、総合計画などへの位置づけ、広域的な連携 など
C : Check (評価)	進行管理と評価の体制づくり、評価のための情報公開 など
A : Action (改善)	達成度評価の分析結果を踏まえた計画・事業の見直し など

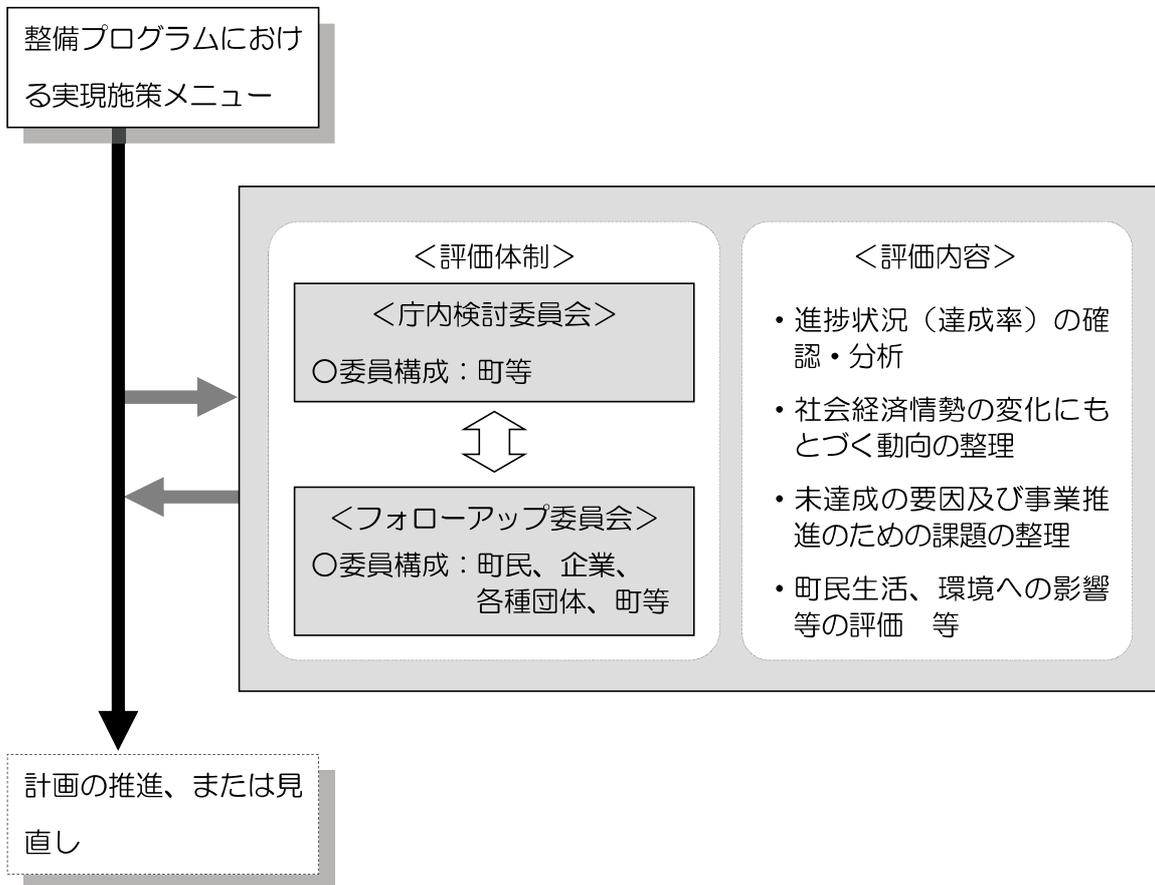
本計画に基づくまちづくりが計画的に行われるよう、総合計画の実施計画に位置づけるなど、その取り組みと財源を確保する必要があるとともに、その進行状況を継続的に把握し、管理します。

また、事業の進行にあたっては社会状況の変化に応じ、その必要性や効率性などを検討し、評価することも求められます。

以上のような視点から計画の進行管理と評価を行うための体制づくりを推進するとともに、評価のための情報公開を積極的に進め、住民や事業者などの参画を図っていきます。



■ 計画の進行管理の手順



■ 進行管理の体制及び取り組み（案）

⑤ 計画の見直し

本町のまちづくりを取り巻く社会経済情勢は、今後も刻々と変化することが予想され、それに伴ってまちづくりの方向性も変わってくるものと思われます。

従って、関連する諸計画の見直しや地域の状況変化などに対応し、本計画に掲げる事業の進捗状況や評価の結果などを勘案しながら、住民や事業者などとともに必要に応じた見直しを行うものとしします。